

(議事録)

土屋部会長 それでは、これから第2回埼玉県最低賃金専門部会を開催します。まず、事務局から出席状況について報告してください。

賃金室長補佐 出席状況について報告します。公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、合計9名です。

土屋部会長 委員の3分の2以上出席という最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立しておりますことを確認しました。

本専門部会は、専門部会運営規程第7条第1項ただし書き及び第8条第2項の率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合に該当するものとして、会議は非公開とすることとし、議事録は後日公開していくことといたします。

また、本専門部会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私が、労働者側は柿沼委員、使用者側は廣澤委員にお願いしたいと思います。

続いて配布資料の確認と説明をお願いします。

賃金室長 資料目次のとおり、資料No.1から8までの8つの資料を用意しています。No.1が今年行った、最低賃金に関する基礎調査結果で、引上げ額に応じた影響率がわかります。No.2が法人企業景気予測調査の令和4年4～6月期分です。No.3は「さくらレポート」、地域経済の報告で、2022年7月分です。No.4の埼玉県四半期経済動向調査は、先程開催した令和4年度第3回埼玉地方最低賃金審議会で配布した資料No.1と同じものですので、添付を省略しています。No.5が労働市場ニュースの令和4年6月分で、7月29日に公表された最新のもので、No.6・7・8についても、令和4年度第3回埼玉地方最低賃金審議会配布資料No.6・7・8と同じものですので、添付を省略しています。

土屋部会長 それでは、議題に入りたいと思います。議題の1は、令和4年度地域別最低賃金額改定の目安の伝達についてです。事務局から、中央最低賃金審議会が示した目安額の伝達をしてください。

賃金室長 先ほどもご説明させていただいたとおり、令和4年8月2日付で、中央最低賃金審議会より厚生労働大臣に対し、31円の引上げ額の目安が示されております。31円の根拠は、令和4年度第3回埼玉地方

最低賃金審議会でご説明したとおりです。

土屋部会長

よろしいでしょうか。では、金額改定の審議を行っていきたいと思います。昨年度は個別協議を特に行わず、全体協議で報告書を取りまとめました。例年ですと、まず全体協議から始めて、状況に応じて個別協議を行っています。今年は例年にならって、まず全体協議から始めて、状況に応じて個別協議を行うということによろしいでしょうか。

(異議なし。)

それでは、目安の伝達を受けまして、労使それぞれの委員から、受け止めも含めて、また、埼玉県の地域別最低賃金の今後の金額審議に当たっての基本的な考え、スタンスをお話しいただきたいのですが。まずは、労働者側からお願いします。柿沼委員。

柿沼委員

今年の、労働者側の地域別最低賃金の引き上げ額の考え方をお伝えさせていただきます。

まず、最低賃金に臨むスタンスというところですが、これまでも毎年お伝えをしておりますが、我々としては、早期に時給1,000円以上というところ、また、連合でいきますと、リビングウェッジ、4年に一度さいたま市をモデルにして調査を行っておりますが、昨年調査をしたこのリビングウェッジでいきますと、埼玉県においては文化的な生活を送るためには時給1,070円が必要だという調査結果が出ています。そうしたことから1,000円以上、また1,070円というところをまず、目指す金額だと捉えています。

そうした中で、今年令和4年度に向けては、先ほどの中央の報告書等々にも記載がありましたが、連合の2022春季生活闘争、この中では、2.07%の賃上げ率となっております。これは2015年以来の高い賃上げ率でした。特に、中小での賃上げについて、労働組合が増えたため、広がりや底上げを図ることができた春闘であったと考えています。併せてこの春闘の中では、有期・短時間・契約等の労働者の賃金についても、加重平均の時給で23.43円引上げられています。これは昨年より3.52円高い引上げ額ということで、有期・短時間の労働者についても、例年以上の引上げがされています。

さらに言えば、今年の春以降の物価上昇により労働者の生活には大きな影響が出ておりまして、特に最低賃金近傍で働く労働者にとっては大きな打撃だと受け止めています。

そうしたことから、今年の引上げ額の考え方ですが、今年の引き上げに向けては、賃上げの流れと消費者物価を踏まえた引上げが必要だと考えています。加えて、中賃の議論や目安に対する考え方もしっかりと確認した上で議論する必要があると思っています。

昨年の中賃の目安は、異例の採決という形での決定の仕方、それが全国に伝達された以降も地方の審議会に影響が出たと思っています。しかしながら、先ほど報告をいただいた中で確認をさせていただきましたが、今年の中賃については、公労使が真摯に議論を尽くした上で、公益の見解として示された目安であるというふうに思っています。そのため、この中賃の目安の考え方のなかにもありました、持ち家の帰属家賃を除く総合、この4月について、中賃としては3.0%、この3.0%というところが非常に大きな基準だと捉えていると受け止めています。それを埼玉県と同じ項目の4月で見ると3.2%となっており、全国よりもコンマ2%物価の上昇がみられるという状況があります。

そうしたことから目安は尊重した上で、物価上昇の状況を比較した0.2%高いという埼玉の状況を鑑みると、埼玉の時給に置き換えて、目安+2円となる33円の引上げが必要だと考えています。

加えて、今回の目安の決定が遅れたということで審議日程に変化が生じていますが、最低賃金近傍で働く人にとっては、発行日が10月1日から遅れることは、こちらも大きな影響が出ると思っていますので、引上げ額と合わせて10月1日発効にこだわって、議論を尽くした上で8月5日の結審につなげていきたいと考えています。

以上が、労働者側の現在の考え方です。

土屋部会長 柿沼委員が言われた3.2%は、埼玉県の数字ですね。4月の。

柿沼委員 そうです。前回、第2回審議会資料のNo.6、37ページに3.2%とあります。

土屋部会長 労働者委員からほかに何かありますか。よろしいですか。
では、使用者側委員からお願いします。廣澤委員。

廣澤委員 はい。まず話を始める前に、前回須藤オブザーバーの方から、目安について埼玉県独自のエビデンスになるような資料があれば、という願いをしていたかと思うのですが、その辺は出そろっているという認識でいいですか。

賃金室長 各県ごとのデータが取れるものと、取れないものがありますが、できるものは次回までにはご用意いたします。

廣澤委員 それをいただくことを前提にとりますが、基本的に使側の意識としても、様々な要因からある程度の引き上げはやむを得ないという方向で考えています。それに当たりまして、先ほどの本審の時に

ありました資料1、埼玉県の4半期経営動向調査によりますと、「県内中小企業の景況感は、持ち直しの動きに足踏み感がみられる。先行きについては慎重さがみられる。」とあります。特に22ページの特別調査のところを見ていただきたいのですが、1の「新型コロナウイルス感染症の影響について」と3の「原油・原材料価格高騰の影響について」この2つが現状についての説明になっています。まず、新型コロナウイルスについては、「マイナスの影響が続いている」が53.8%で、前回よりも改善はしているもののまだ53.8という大きな数字です。「影響はあったが、既にコロナ前の水準に回復」は11.6%で、「マイナスの影響が続いている」業種はここに書いてあるような業種になります。次に、3番のエネルギーコストについては、一番下の販売価格については、「ほぼすべて転嫁できている」が16.2%、「一部転嫁できている」が68.6%、「全く転嫁できない」が13.9%で、なかなか価格転嫁が思うように進んでいない状況にあります。その上の原油・原材料価格高騰の業績への影響については「既にマイナスの影響が出ている」が、70.0%。さらにもう一つ上の「エネルギーコストがコロナ前と比べて増加した」が88.7%、「原材料価格がコロナ前と比べて増加した」が86.3%、少し古いデータではありますが、このような状況になっています。

私どもとしても、当然、厳しい労働環境の労働者の方のことを考える必要があります。他方で厳しい状況にある会社のことも、当然考える必要があると考えています。

先日たまたまNHKの「クローズアップ現代」を見ていたら、観光バスの事業をやっている会社は相当厳しい状況が続いており、社会保険料の支払いを繰り延べしてもらっているという話がありました。そういう状況を踏まえすと、今回の最低賃金の引き上げ額がかなり大きいということについて、我々は慎重に議論していく必要があると思っています。

また、企業には消費者物価と同様、企業物価指数というものがあり、9%近く上がっておりますが、消費者物価指数はまだそこまで上がっていない状況を踏まえすと、企業が負担している状況が続いています。さらに値上げした分は、企業の懐に入っているかというと、貿易収支が21年度大幅な赤字になっており、輸入した資材を高く買い取って、お金が外に漏れているという状況になっています。

企業としてもこうした難しい状況が続いていることを踏まえまして、金額については、明日、埼玉県の資料を確認させていただいた上でお示ししたいと思いますが、現時点では目安の31円は少し高いと考えています。

土屋部会長

事務局は明日どんな資料を出せますか。

賃金室長

埼玉の消費者物価指数、雇用情勢として有効求人倍率等をまとめたものなどを出そうと考えております。それ以外については、なかなか都道府県ごとの数字というものが出ないので。

廣澤委員

一回、使用者側で打ち合わせをさせていただいて、と思いますが。

土屋部会長

一回休憩にしたほうがいいですか。労側は33円と先ほどお聞きしましたが、休憩してもよろしいですか。

柿沼委員

はい。

土屋部会長

それでは休憩に入ります。
(休憩)

(再開)

土屋部会長

では再開します。使用者側として、今日の金額提示はできそうですか。

廣澤委員

休憩中に話し合いをしましたが、実はまだ、使用者側の中でも十分に意見の統一が図れていません。

中賃から示された目安の3.3%について、今年4月の消費者物価指数の3.0%を総合的に勘案して3.3%とした根拠が明確でないという意見や、金額の提示について検討する中で、今日配られた令和4年7月12日の「第2回目安小委員会」の資料No.1に「令和4年賃金改定状況調査結果」がありますが、別表4「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」を見ると令和3年から4年にかけての賃金上昇率は1.5%となっていました。そこからいくと、コロナ禍の影響なども考慮して10円をまずベースとして考えるべきではないか、という意見がありました。また、物価上昇を加味すべきではないか、消費者物価指数を考慮すべきという意見もありました。使用者側でも様々な意見があったということを議事録に残していただきたいと思います。先ほど、埼玉県の独自のデータがあればと発言しましたが、現段階では、配布資料で全国の消費者物価指数の対前年上昇率の直近6月の「持ち家の帰属家賃を除く総合」の数字が2.8%であることからこれを指標と考えて、27円をご提示させていただければと思います。ただ、まだこれも使用者側として一致した見解ではありません。

土屋部会長 労働者側からご質問はありますか。

柿沼委員 27円というお考えをお話しいただきましたけれども、今回の中賃の議論に対して、これを尊重するのか、そこをまずお聞きしたいのですが。

廣澤委員 中賃の考え方をベースとさせていただきます。

土屋部会長 中賃の考え方をベースということですが、3要素の一つとして最初にあげられているのが生計費ですが、そこをベースとした審議を中賃で行って31円の目安がでた。使用者側としても、同様に生計費の状況を考えて27円ということでしょうか。

廣澤委員 そうです。

土屋部会長 金額的には、使用者、労働者それぞれ27円～33円ということで、それなりに開きがあります。

これから、明日、明後日と審議して、できれば8月5日には結審したいのですが、私としては中賃の目安を尊重した審議をお願いしたいところです。今年度は昨年度とはいくつか違う点があります。昨年度は異例の採決という形で目安が示されました。また、根拠が不明確で非常にあいまいな28円という目安でしたので、これに対して、埼玉地方最低賃金審議会として作成した報告書に意見を記載したところですが、それに対して今年示された目安は、それなりに3要素を勘案して、特に生計費、物価上昇率のデータをつけて根拠も示した目安ではないかと。埼玉はAランクで31円の金額ですが、これを尊重した審議をお願いできればと思っています。

柿沼委員 中賃の目安を尊重するか否かなのですが、昨年度も皆さんここにおられたわけですが、昨年度は28円という目安が示されたものの我々から見ても明確な根拠がありませんでした。ただ、労働者の立場として、1円でも高いことが重要ですので目安を尊重しました。ですが、数字的なものも含めて、根拠、ロジック、納得感が重要ですので、それを意見書に記載する形で中央に伝えました。それを受けて今回、中央で埼玉の要望は真摯に受け止められたと思っています。数字についても、総合勘案というところはありませんけれども、例年以上に数字の根拠が示されており、正直これで何が足りないのかと使用者の皆さんにお聞きしたいです。

廣澤委員 足りないということではありませんが、3要素の中で物価上昇

率にかなり重きが置かれていることが、使用者側が重視する経営状況、業績による格差が開いていることと合わないので、その点が引がかかるとというのが正直なところです。問題ない業種がある一方で、労働者の中でも厳しい賃金の状況の中で働いている方がいらっしゃるように、企業の中でも同じようなことがあるのは間違いないです。その方々のことを考えると正直悩みます。そこが中賃の公益見解だと、政府への支援策を踏まえて、値上げを受け入れてくださいということだと思のですが、なかなか現場では、値上げの要請が浸透していない状況があります。その点はさきほどの四半期経営動向調査にもありました。そこが速やかに実現していくのならば、拘りを払拭できると思うのですが。

嶋田委員

同じような意見なのですが、今回中賃で示された目安については、消費者の生計費に関する物価上昇のところが非常に強く表れて考慮されていると思うのですが、埼玉県の場合、通常の事業の賃金支払能力を反映して議論していくことが必要なのではないかと思えます。単純に6月の物価上昇がこうだからというだけではなく、企業サイドの支払能力が重要だと思えます。飲食、宿泊、自動車産業など、埼玉県では悪化している状況です。そこを議論していくべきだということをございます。

柿沼委員

はい。まず飲食、宿泊の業種については、コロナの影響を引かずっていて厳しいということは私たちもその産業で働く労働組合を通してある程度捉えています。ただ、自動車産業については、ちょっと事情が違って、起因はコロナだと思いますが、海外からの部品供給が滞っていることで、実際、販売店などに聞くと、自動車を購入したい人はかなりいるけれども、生産ができないので業績につながっていない、販売としても数字が出てこないのが業績としては悪い、という状況です。同じ数字でも中身としては少し違うと我々は捉えています。

嶋田委員

そこはおっしゃる通りだろうと思います。

二階堂委員

自動車については、部品工場火災がかなり影響しています。コロナの影響もあるとはいうものの、もともと部品供給課題、半導体の問題があります。

柿沼委員

生計費の物価上昇ですが、物価上昇になったタイミングが重要だと思っていて、これが仮に昨年年末とか、10月から物価上昇が始まっていると、春闘の交渉の中では、物価上昇を加味した

交渉を行って賃金を引き上げる流れになっていたと思います。今回は、月から4月が春闘の大きなヤマだったことを考えると、私たちが要求を考えるのが前年の年末だったり年を開けて1月だったり、ということになるので、物価上昇がまだない中での春闘での賃金交渉、今回の賃上げでした。ですから、今年については、特に生計費で物価上昇をみる必要があると我々は考えていますし、そういったことから中央の公益もそのように捉えているのだと思います。この物価上昇が続いた時には、来年度の春闘の賃上げはさらに物価上昇を考えるべきなのかということについては、今年度のこの状況からすると、ちゃんと考えていかないと、先ほど最賃近傍で働いている人たちのことをいいましたが、食料品の値段が上がっていますので、生活費の上昇を考えますと、しっかりと物価上昇を踏まえた賃上げを今年は考える必要があると思っています。

土屋部会長

使用者側もそういったことでいえば、考え方は同じかと思えます。ただ数字がそちらは3.2%で、使用者側は2.8%。金額差があります。

菊地委員

柿沼委員の意見に補足ですけれども、春から物価が上昇していますが、ニュースではこの秋もさらに上昇する品目があると報道されています。未来の話なので何%が正解なのかとは言えませんが、組合側としては、仮に10月に高騰した分は、次のAP（アクティブプラン）で加味して要求していかなければならないと思っています。組合側の立場としては、そのへんの乖離があるというのは承知の上で発言させていただいています。明日出していただいた物価上昇の資料も見ながら議論させていただきたいです。

近藤オブザーバー

明日からの論議の中で確認させていただきたいと思っています。ですが、私は物価だけに注目しすぎるのもよくないと思っています。中賃で物価が3.0%、そこに、その他の項目を総合的に勘案して3.3%という数字が今回回答申されたわけなのですが、物価上昇にプラスアルファしなければならないという考え方については、中賃の使用者側についてもある程度理解が得られているものだと思います。埼玉県においても、この考え方をどのように捉えられているかということが一つポイントになると思っています。

もう一つ、これはなかなか数字がないと思うのですが、とりわけ今、旅行、飲食業界は非常に厳しいというのは私も当然身に染みて感じております。間違いなく売り上げは落ちているのですが、一方で、go-toキャンペーンや地域の税金とかを使って補助が入っておりまして、業績としては支えがあると思っています。そういっ

た意味で、売り上げだけで判断してよいのか、ということが一つ。もう一つは、物価上昇で苦しんでいる最低賃金近傍者を救うのは最低賃金しかないんじゃないかと思っています。このあたりについても、明日以降の審議でお考えを聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

並木委員

今回の中賃の発表を見させていただいて、我々使用者側としても様々な評価があるんですけども、私としては一定の評価はできていると思っています。3要素の数字がしっかりと。去年とほぼ変わっていないというメンバーもいましたが。ただ、数字だけが唐突に出てきているというのも否めないかなと思います。最後の最後の詰めのところだけワープして数字が出てしまっている。先程、目安が31円というのは承知の上で我々も議論したのですが、去年の28円、今年の31円。ちょっと急激な上昇であるというのは事実ではないかと思っています。もちろん、厚生労働省のホームページも見て来ましたけれども、そこに書いてある通り、日本全体で早く1,000円にしなければならない、もっと賃金を上げなければならない、それはそうだと思いますが、昨年と今年と急激に上がりすぎて、影響率が19、何%となる。もうすごい数ですよ。それと、近藤オブザーバーのおっしゃるとおり、政府の施策が、どこまで効果を発揮できているのか、どれだけ企業が助けられているのか、そんなデータはなかなかないんですよ。最低賃金を上げることによって会社がどのくらい辛くて、どのくらい倒産しているか、そんなものないんです。商工リサーチの普通の倒産データしか出ていないんです。だから、昨年28円上げて、それでも社会は何事もないように動いているように見えますけど、どれくらいそれが日本全体に影響していて、今回目安で出た31円を上げることによってどうなってしまうのか、我々見るができないので怖いんです。「目安が出たんで、それじゃ目安で。」というのも一つの考え方ではありますが、中央で話し合った結果なので尊重すべきなんでしょうけれども。それから私たち、埼玉の数字にこだわってはいます。目安が去年今年と一気にいっているんで、緩やかな上昇が希望なんですけれども。それと、最低賃金は全産業に適用されるというのがポイントかなと。いいところは最低賃金に関係なくどんどん賃金を上げていけばいいんですが、全産業に適用されるので、怖い、というのが私の意見です。埼玉だけでなく、日本全体として慎重にいかねばと。

賃金室長

今、並木委員がおっしゃられた28円引き上げに対する影響について埼玉県で調査を実施しており、先程開催した令和4年度第3回埼玉地方最低賃金審議会に資料No.5の中の資料No.3として調査結

果を添付しております。

並木委員 最低賃金を上げたから会社が倒産したというような結果は書いてないですね。

土屋部会長 それは埼玉県の調査でしたね。そのデータを見る限りだと、雇用の面では最低賃金の改定はそれほど影響がなかったと。ただ、それ以上はわからない、ということです。

並木委員 賃上げによる倒産というようなことは、マスコミもそれで社会問題とはなっていないですね。

土屋部会長 賃金引き上げに際してどのような対応をしたかというところというと、採用抑制や人員のカットという対応をしたという回答は非常に少なかったという結果でしたが、そういったことについては、もっと精査が必要だと思いました。

柿沼委員 先程から出ている、支払能力ということに対して、これは私ではなく、政府の国会での答弁のなかで支払能力をどうとらえるか、中賃のなかでも出ているんですけども、一企業、一業種としてとらえるというのではなく、日本の産業全体で健全に経営している事業の支払い能力をこの 3 要素の一つとして考えると答弁しています。ですので、飲食、サービスは非常に厳しい状況で、雇調金であったり政府の支援策があるということ、それからちょっとうる覚えなですけども、商工リサーチの倒産件数や理由のデータを可能であれば明日出していただければと思います。たしか、倒産理由は、人手不足、後継者不足が大きな理由だったと思います。賃金等は大きな理由にはなっていないように考えています。なので、中賃でも政府に対して新たな支援をすることと要望していますし、また昨年 of 埼玉のように意見を中央最低賃金審議会に対して提出するという形をとることもできますし。是非、中賃の目安を尊重するというスタンスに立っていただいて、議論をしていきたいなと思います。

廣澤委員 柿沼委員の意見に反対ということではありませんが、企業の支払能力、資金繰りということを考えてみますと、コロナ禍以降、ゼロゼロ融資というものが始まり、かなり緩い条件で融資が出ており、返済の条件が、最大 3 年間据え置きできるのです。そのため、今度の 2 月、3 月以降から返済が始まる企業が結構あると思います。大手行は返済開始を後ろ倒しにしていることが多いので、来年 2、

3月から返済が始まるとそれが資金繰りに反映されて、加えて、賃金が上がった分も資金繰りに反映されることになるので、資金繰りがショートして倒産するようなケースが増えるのではないかという見方を耳にすることがあります。

土屋部会長

委員の皆さんから、資料についていくつか要望がありました。事務局として用意をお願いします。

賃金室長

ご用意いたします。

土屋部会長

では本日はここまでとし、継続審議とします。引き続きご協力をお願いします。
(異議なし)

土屋部会長

それでは、議事2のその他ですが、委員の皆様から何かありますか。

土屋部会長

事務局から何かありますか。

賃金室長

特にありません。

土屋部会長

特にないようでしたら、次回開催ですが8月4日、9時30分から第3回埼玉県最低賃金専門部会を開催します。なお、回りの専門部会は、専門部会運営規程第7条第1項ただし書き及び第8条第2項の率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合に該当しますので、公開については今回と同様に扱います。

これで本日の部会は閉会とします。

— 了 —